

---

# 春日井市役所地球温暖化対策行動指針

## 2020-2030

---



令和2年3月 環境部環境政策課

# 目 次

1	指針策定の背景と趣旨	・ ・ ・ ・	1
2	前指針の実施状況	・ ・ ・ ・	2
3	基本的事項	・ ・ ・ ・	4
4	温室効果ガス排出量の削減目標	・ ・ ・ ・	5
5	温室効果ガス削減に向けた取組み	・ ・ ・ ・	6
6	推進体制・公表	・ ・ ・ ・	8

## 1 指針策定の背景と趣旨

市は市内でも大規模な温室効果ガスの排出事業者であるため、市が率先して、積極的に温室効果ガス排出量の抑制・削減に取り組むことは、地域の温室効果ガス排出量を削減するだけでなく、市民や事業者の自主的な取組みを促進するきっかけにもなります。

本市は、事務事業に伴う温室効果ガス排出量の抑制・削減に向け、平成 13（2001）年に「春日井市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後、平成 17（2005）年の改定を経て、平成 24（2012）年には「春日井市役所地球温暖化対策行動指針」を策定し、各種取組みを推進してまいりました。

その後、国内外の動向として平成 27（2015）年 7 月には日本の新たな温室効果ガス排出量の削減目標が決定され、同年 12 月には COP21 で「パリ協定」が採択されました。翌年には日本の温暖化対策を総合的・計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」が決定されるなど大きな変化がありました。

こうしたことから、本市においても、市域から排出される温室効果ガスのより一層の削減等に向けて、平成 31（2019）年 3 月、「春日井市地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）を改定し、温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度に 2013 年度比で総量として 26%減、民生業務部門において 49%減とするなど、これまで以上に厳しい目標値を掲げており、本市の事務事業においてもさらなる取組みが必要となっています。

こうしたことを踏まえ、前指針（「春日井市役所地球温暖化対策行動指針」）は計画期間の満了を待たずに改定することとしました。

今後、本指針に基づき、各部局連携のもと、温室効果ガス排出量の抑制・削減に向けた職員の行動に関する取組みの継続や、公共施設における省エネ設備の導入などの取組みを進めてまいります。

## 2 前指針の実施状況

### (1) 前指針の目標

市が行うすべての事務事業及び施設について、対象とする温室効果ガスを二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とし、次のとおり目標を設定しました。

表 1 前指針の基本的事項

計画期間	平成 24（2012）年度から令和 2（2020）年度
基準年度	平成 20（2008）年度
目標年度	令和 2（2020）年度
削減目標	17%

### (2) 取組みの内容

各所属共通の取組みとして「電気使用量の削減」など 7 項目、個別の取組みとして「再生可能エネルギーの導入」など 16 項目について取組みを進めてきました。

また、平成 23（2011）年度からは、毎年度「節電対策取組要領」を定め、夏季期間（5～10 月）における節電対策の取組みを全庁的に行ってきました。

### (3) 温室効果ガスの排出状況と今後の課題

図 1 のとおり、基準年度の 69,685t-CO<sub>2</sub> に対し、平成 29（2017）年度は 57,816 t-CO<sub>2</sub> で 17% 減となっており、削減目標を達成しています。

しかし、削減目標を達成した主な要因は、一般廃棄物焼却量（廃プラスチック焼却量）の減少であり、図 2 のとおり一般廃棄物の焼却に伴う排出を除くと、平成 29（2017）年度の温室効果ガス排出量は 37,222 トンで、平成 20（2008）年度に比べ 606 トン、1.7% 増加となっています。増加の主な要因は、燃料使用量であり、燃料使用量由来の温室効果ガス排出量は平成 20（2008）年度に比べ 1,057 トン、9.4% 増加となっています。

引き続き、一般廃棄物焼却量の削減を進めるとともに、節電を始めとした省エネに対する取組みをさらに推進する必要があります。

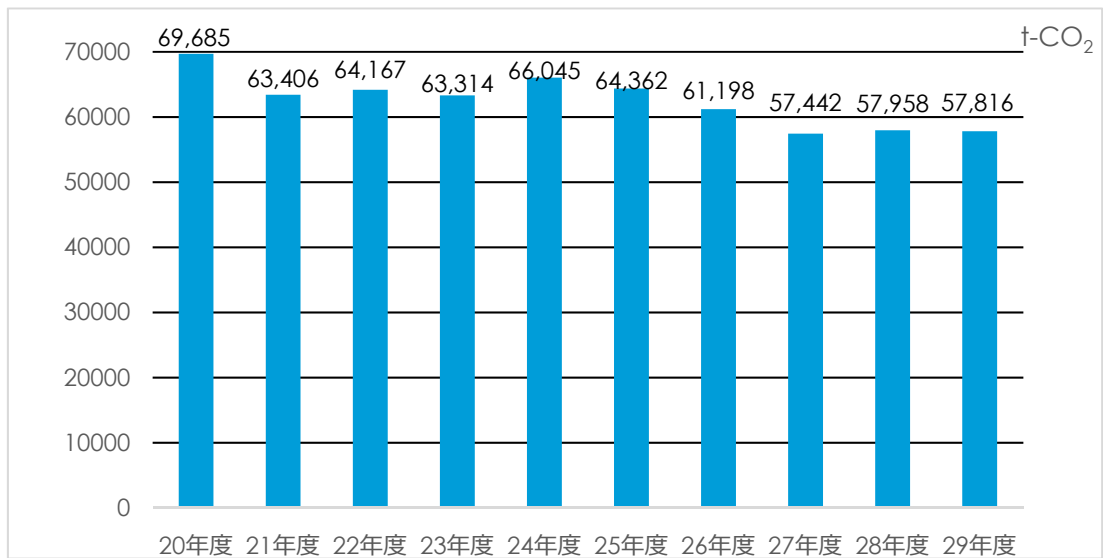


図1 温室効果ガス排出量の推移

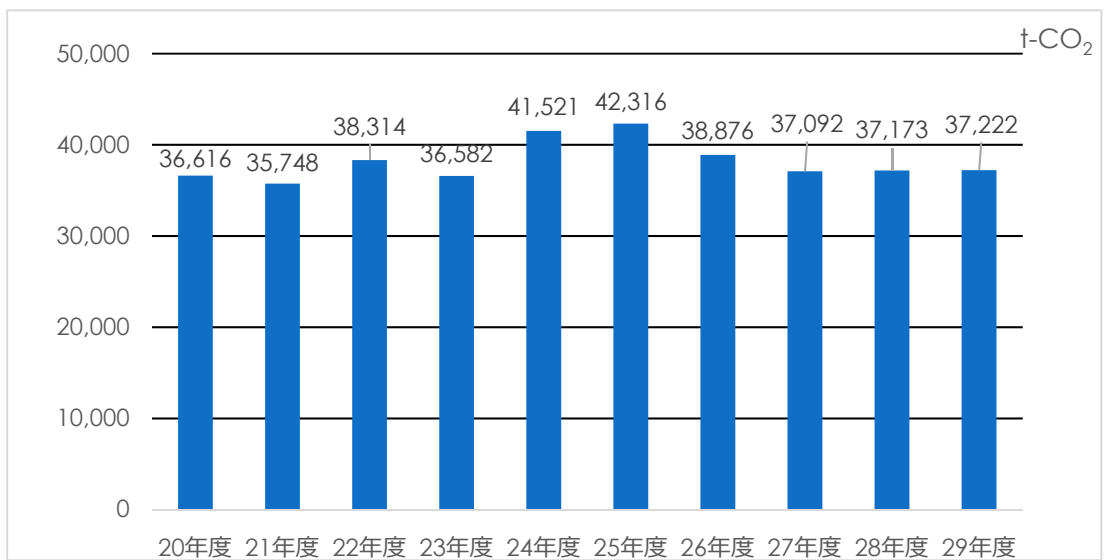


図2 温室効果ガス排出量の推移（一般廃棄物の焼却に伴う排出を除く）

### 3 基本的事項

#### (1) 指針の位置付け

本指針は、環境行政の基本方針を示す「春日井市環境基本計画」の下位計画に位置付けられ、春日井市生活環境の保全に関する条例第 12 条を具体化するものです。また、市全域を対象とした温室効果ガス削減計画である「春日井市地球温暖化対策実行計画 2019-2030」とあわせて、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画に該当します。

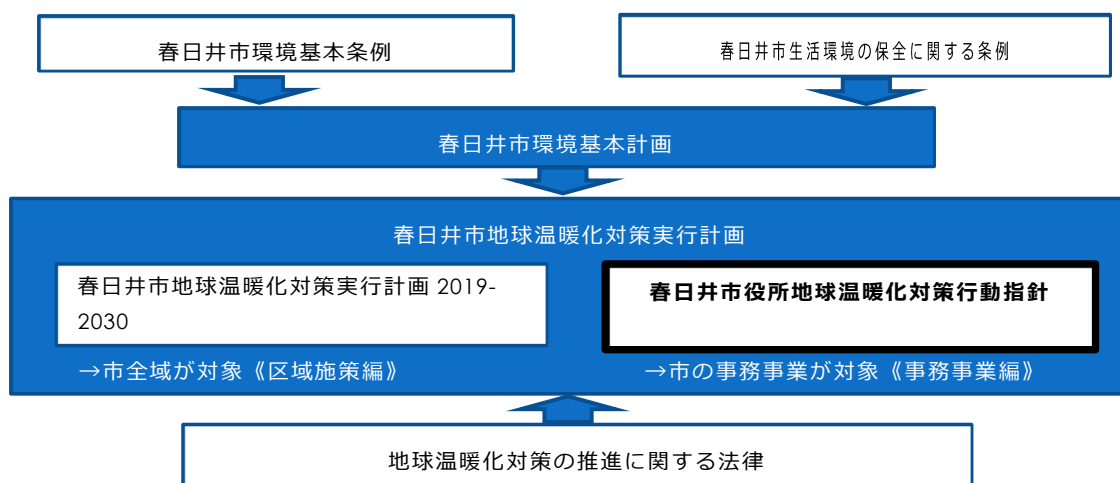


図 3 指針の位置付け

#### (2) 期間

2020 年度から 2030 年度

#### (3) 対象とする温室効果ガス

本指針では、温対法第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスのうち、本市の事務事業により排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

表 2 対象とする温室効果ガスと排出源

二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源 → 燃料の使用、電気、熱の使用に伴うもの 非エネルギー起源 → 一般廃棄物の焼却に伴うもの
-----------------------------	--

※メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は全体の排出量に占める割合が低いので対象外とします。

#### (4) 対象範囲

対象範囲は、市が行うすべての事務事業及び施設を対象とし、春日井小牧看護専門学校管理組合を共同策定者とします。なお、他者への委託等により行う事務

事業については、対象から除外しますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請していきます。

## 4 温室効果ガス排出量の削減目標

削減目標は平成 31（2019）年 3 月に改定した、市域から排出される温室効果ガスの削減等を進めるための計画である「春日井市地球温暖化対策実行計画 2019-2030」を踏まえ、次のとおりとします。

- ・ **エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（公用車除く）を 49%削減**

春日井市地球温暖化対策実行計画（2019-2030）の「民生業務部門」の削減目標と整合

- ・ **公用車起源の CO<sub>2</sub>を 28%削減**

春日井市地球温暖化対策実行計画（2019-2030）の「運輸部門」の削減目標と整合

- ・ **非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（一般廃棄物の焼却）を 7%削減**

春日井市ごみ処理基本計画の「1人1日当たりごみ排出量」と整合



- ・ **基準年度（平成 25（2013）年度）比で令和 12（2030）年度に 35%削減**

基準年度（平成 25（2013）年度）の排出量 62,510,474kg-CO<sub>2</sub>に対し、削減目標を達成する排出量は表 3 のとおりです。

表 3 基準年度の二酸化炭素排出量と削減目標の関係

ガス種		備考	燃料等種別	基準年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減目標	目標排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
CO <sub>2</sub>	エネルギー起源	燃料の使用、電気、熱の使用に伴うもの	ガソリン（公用車除く）	4,165	<b>49%</b>	<b>20,847,236</b>
			灯油	1,011,343		
			軽油（公用車除く）	20,699		
			A 重油	763,947		
			LPG	44,414		
			都市ガス（公用車除く）	9,477,756		
			電気	29,554,609		
	公用車	874,826	<b>28%</b>	<b>629,875</b>		
非エネルギー起源	エネルギー起源以外	一般廃棄物	20,758,715	<b>7%</b>	<b>19,305,605</b>	
<b>合計</b>				<b>62,510,474</b>	<b>35%</b>	<b>40,782,716</b>

※基準年度排出量には春日井小牧看護専門学校管理組合を含む

## 5 温室効果ガス削減に向けた取組み

### (1) 基本方針

温室効果ガスの削減に向けては、職員一人ひとりの意識を高め行動を実践するとともに、設備の更新や、運用改善において省エネにつながる取組みを推進する必要があります。

また、毎月第1水曜日の「エコライフ DAY」に、庁内放送や K-works を活用する他、月間重点項目を設定すること等により、取組みを周知し、職員の省エネ意識の高揚に努め、行動実践の定着化につなげます。

なお、取組みの実施にあっては、既に生じている気候変動の影響（猛暑日の増加等）を踏まえ、来庁者や職員の健康影響にも配慮することとします。

### (2) 具体的取組み

#### ア 職員の行動に関すること

<b>① 電気使用量の削減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・クールビズ、ウォームビズの実施</li><li>・クールシェア、ウォームシェアの実施</li><li>・執務開始前、帰庁時、使用していない会議室等の消灯の徹底</li><li>・ノー残業 DAY の徹底による時間外業務の削減</li><li>・近隣階への階段利用の実施（2 UP-3 DOWN）</li><li>・会議開始前の必要以上の予冷暖房の禁止及び会議終了後の即時停止</li><li>・パソコン等 OA 機器の不使用时の電源オフ・節電モードの実施の徹底</li><li>・使用しない電気機器の電源プラグ引き抜きの徹底</li><li>・空調吹き出し口や窓際の風の流れの付近に荷物を置かない</li><li>・ブラインドやカーテン、緑のカーテンを利用した日射の遮へい</li></ul>
<b>② 公用車燃料使用量の削減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・エコドライブの徹底</li><li>・タイヤの空気圧調整など公用車の定期的な整備の実施</li><li>・出張時の公共交通機関の利用や近隣への徒歩移動、自転車の使用促進</li></ul>
<b>③ ごみ減量と資源化の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの分別の徹底</li></ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て製品の使用や購入の自粛、マイボトル、マイカップの使用</li> <li>・物品等の必要数量の発注と在庫管理 (使用期限切れによる廃棄の防止)</li> </ul>
④ 水道使用量の削減
⑤ その他 ※温室効果ガスの削減とは直接の関係はないが環境配慮行動として取組む
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類(コピー用紙、封筒等)の使用の削減</li> <li>・グリーン調達計画に適合する物品の購入</li> </ul>

## イ 設備の更新・運用改善に関すること

① 電気・ガス使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの導入</li> <li>・LED 照明の導入</li> <li>・空調機器やボイラーの高効率化</li> <li>・電力デマンド監視システムの導入</li> <li>・遮熱カーテンや複層ガラスの導入</li> <li>・エネルギー効率の高い OA 機器等の導入</li> <li>・電気使用量の対前年実績の把握と要因の分析</li> <li>・空調機器の適正管理(室温目安:夏季 28℃、冬季 19℃)</li> <li>・需要の少ない日、時間のエレベーター稼働の一部停止</li> <li>・照明時間の制限、使用頻度の少ない場所の間引き</li> <li>・照明機器、空調機フィルター等の定期的な清掃と交換</li> <li>・緑のカーテンの設置</li> <li>・「見える化ラベル」の掲示による省エネ行動の呼びかけ</li> </ul>
② 公用車燃料使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低燃費車両の導入</li> <li>・燃料使用量の対前年実績の把握と要因の分析</li> </ul>
③ 水道使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水コマ、自動水栓の導入</li> <li>・節水型トイレ、流水擬音装置の導入</li> </ul>

## 6 推進体制・公表

### (1) 推進体制

温室効果ガスの削減に向けて取組みの実施状況を点検・検証し、目標達成に向けた全庁的な取組みの徹底を図ります。

また、点検結果や対策技術の発展等の変化、社会経済情勢等を踏まえて、必要に応じ見直しを行います。

### (2) 公表

指針の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）について、毎年度進捗状況を取りまとめたうえで、市ホームページ等により公表します。